

第7回浜田市農業委員会総会会議事録

平成30年8月22日 午前9時30分

浜田市役所 4階 講堂 A B C

1. 出席委員

1 番 原田 義一	2 番 岡本 嗣喜	3 番 宮崎 龍生	4 番 徳田 マスエ
5 番 川本 聖光	6 番 松山 純久	7 番 廣瀬 康友	8 番 三明多佳志
9 番 林 秀司	10 番 三浦 博文	11 番 渡辺 弘之	12 番 渡邊 弘登
13 番 岡本 健治	14 番 青葉 真	15 番 柿元 信次	16 番 大谷 数義
17 番 佐々岡常喜	18 番 佐々木京子	19 番 玉田 一	
1 推 前田 正典	2 推 田村 邦麿	3 推 橋本 安延	4 推 三浦 寿紀
5 推 小川 明人	6 推 神田 進	7 推 小松原常雄	8 推 近重 邦昭
8 推 河野 恒弘	10 推 野上 省三	11 推 岡田 勝	12 推 欠員
13 推 小谷 保雄	14 推 岡本 定文	16 推 欠員	17 推 原田 和義
18 推 永見 繁廣	19 推 齋藤 久行		

2. 欠席委員

4 番 徳田 マスエ	8 番 三明多佳志
14 番 青葉 真	4 推 三浦 寿紀
6 推 神田 進	19 推 齋藤 久行

3. 事務局出席職員

佐々本事務局長、河野農地係長、
農林振興課 川邊主事

会 長

おはようございます。ご案内の様に毎日暑い日が続いております。昨日は過去最高の 37.7℃まで温度が上がったということで、今朝の新聞にも載っております。非常に昨日は確かに体感的には暑く感じていた 1 日だったと思っております。また、これから先皆さん方、農作業等あると思いますが、今 1 番心配しておりますのが、ダブル台風がどうもこっちにくる雰囲気でございます。どこかに逃げてくれれば 1 番いいのですが、どうも 20 号がこちらに来る様なことが、天気予報を見ておりますと言われておりますが、今水田にとって 1 番大事な刈取期でございます。倒れなければいいがと思っているところでございますが、これまた自然ですので、しょうがないと言えはそれまでですが、来ないことを祈っております。ただいまから第 7 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席は、 4 番 徳田 マスエ 8 番 三明多佳志
13 番 岡本 健治 14 番 青葉 真
15 番 柿元 信次
4 推 三浦 寿紀 6 推 神田 進
19 推 齋藤 久行

以上 8 名 の方から欠席の届出が出ております。

また林先生がお見えになりませんが、おっかけ来られると思います。

また早退は、 7 番 廣瀬 康友

以上 1 名の方から早退の届出が出ております。

本日の議事録署名者は、18 番 佐々木京子 委員 19 番 玉田一 委員です。
よろしくお願ひします。

会 長

では、議事に入ります。

議第 1 号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求める。

それでは事務局の説明をお願いします。

事 務 局

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の策定

について 審議のうえ 農業委員会の議決をいただきたいと思います。

失礼します。それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、2件、7筆、6,477㎡となっております。

申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

公告日は8月31日を予定しており、利用権設定については開始日を9月1日以降としております。農用地利用集積計画（案）については以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 以上で事務局の説明が終了しました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。

会 長 無いようですので、今回の農用地利用集積計画(案)についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。

委 員 ～全委員 挙手～

会 長 ありがとうございます。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長 続きまして、議第2号、浜田市農業委員会農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積に関する規定について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、農地法ですね、4月のときにもちよっとお話をさせていただいておりますが、3条申請の判断基準、3条の場合はちゃんと作るか、それから全部作っているかどうかですね、何日間以上働くか、農業に従事するかというところをチェッ

クして、確かに農業をされると、その土地を作られるだろうということが確実にあれば、3条は通るという様なことになっております。

3条申請の判断基準の1つの下限面積については毎年1回、皆様にお話をさせていただいて、これでいいだろうかと、基準を図っているということでございますけれども、それでいくと、浜田市・三隅20、旭・弥栄30、金城40アールとなっております。なので浜田の土地を買うのであれば、もう20アール農業を作っている人でないと買えないということになっております。金城の農地を買うのであれば40アール以上の農業をしている人でないと買えないということになっております。国の方は、通常これ50アールにしろと言っておりますが、市町村の事情に合わせて変えてもいいですよということになっております。ただその地域のですね、4割を下回ってはいけないという基準があります。ですので金城であれば40アール以上作っている人が6割いると、単純にですね、ということになります。浜田だと20アール以上作っている人が6割、20アール以下が4割ですかね、その様なかたちになってそのへんの兼ね合いで、農林業センサスが5年にいっぱいあります。そのときにその農家の数とか反別とか出ますので、それを基準にいたしまして、この様に決めているわけでありまして、7月のときにもちょっとお話しましたが、最近ですね、これとは別に、空き家バンクに付属した農地については1筆事に特別に下限面積を1アールにするもので他の市町村でも実施されており、島根県内でも雲南さんは先にやられましたけど、だんだん増えてきております。去年も邑南町さんとかがやられまして、行政書士さん等からですね、浜田市も検討してくださいという様なお話は去年からいただいております。7月のときもですね、20、30、40アールでいきますというお話をさせていただきましたが、空家に付属した農地については、1アールと下限面積を下げるというのを検討したいというお話はさせていただいたと思いますけれども、今回基準をつけさせてもらいましたので見てもらいたいと思います。

なお、実施につきましては先々般の運営協議会で同意を受けており、今回、事務的な詳細が決まりましたので、今回皆様にお諮りするものです。

これはあくまで空き家とセットで農地を売り買いするもので、買われる方は空き

家バンクの家を買った方のみが対象になるというものです。まずは、家付きではないためです。ですので、結果的に空き家が売れて、農地が売れなかった時には1アールの指定を取り消します。あくまでも家を売るときに特別にその農地も買えますよと、ですが、5年後にまた農地も売ってほしいというのは、考えておりません。町村によっては1年以内ならいいなどやっておりますが、うちの的にはあくまでも基本、そのとき限りということで、空き家を買うときに特別に農地もそのときに買えるよということにしたいというふうに考えております。

対象農地は、先程言いました4割をきってはいけないというのがありますが、そういうのもありながら特別にですね、遊休農地であった場合は市町村が特別に、認めた場合は、さっきの4反とか2反とかいうのを度外視して決めてもいいですというのがありますので、なかなか全部の農地がいいというのは本音では言いにくいところがあってですね、ほとんどの町村さんがこういう制度をやっている場合は、遊休農地であったら付属農地ということになっております。遊休農地というのがA判定、今から言いますがA判定だったらいいということになっておりますので、法的なこともあり、「遊休農地または一部が遊休農地」が対象で、ただケース的にはですね、今家はなんとか売りたいのだけど、田んぼだけは周りに迷惑になるのでかなり無理をしてなんとかやっているのだけど、無理かなとこのままつなげられないな、という様な人も多分おられるだろうと。国的にはですね、頑張っているならそれはまだ作っているのだからいいじゃないかと、荒れてしまったら何とかしないといけないから、荒れてしまったら考えましょうというスタンスでいるんだと思いますが、実際にはですね無理して作っているけど、もうどうにもならないので、何とかしてくれということもあるので、今回うちが考えたのは、現在遊休農地でなくても、もし空き家だけが売れた場合その農地が遊休農地になる見込みがある農地も該当としました。

具体的な流れは空き家バンクに家を登録できる場合で農地も売りたい人がいれば農業委員会に申請に来られます。空き家バンクも何でもかんでもいいというわけではなくて、やはり人が住めそうな家かどうかというのはある程度自分たちでも見たり、専門業者さんにも見てもらうそうです。紹介はしたけどとても住める家じゃないということがあった場合やれんみたいなので、あくまでも専門的なとこ

ろも見て、これなら売りに出しても、借りもあるみたいなんですけど、そういう物件的に大丈夫だろうというのがあればですね登録になるそうなんですけど、そういうふうになりそうな方で、農地も売りたいという様な方がおられればそのときに農業委員会に申請してみてくださいという話をされるそうです。その場合、農業委員会は空き家バンクに登録した人がその農地の所有者かもしくは権利がある人か確認したうえで、農業委員、推進委員、事務局と現場を確認し、対象農地が先ほどの遊休農地か遊休農地になる見込みがある農地かを判断して頂きます。そのあと結果を事務局の方が本人に通知します。ここはいいですよと1アールでいいですよとかですね、想定しているのが多分、話があったんですが、東京とかですね、こっちに年に1回くらいしか来たことのないような人が親族とかが亡くなられてですね、家だけあってもやれんから土地も山も全部いっさいがっさい売ってくれという様なものがあるそうです。それで場所はよく分からないという様なものがあるそうなので、そういう場合多分あの山の中に畑があるとかですね、そういう様なケースもあろうかと思いますが、そういう場合はうちの的にはもう農地ではないので、やるのなら非農地証明がいいんじゃないですかという様な話はしたいと思います。やってみないと分からないところはあるのですが、基本的には本人にこの田んぼとか、この畑とかいうふうなかたちで指定はしてもらおうと思っておりますが、さっきの様に全然どうなのか分からないけど売ってくれというのがあるかも分かりませんが、なんとか対応はしていきたいなとは思っております。そのことをですね、空き家バンクの担当課と、総会で報告します。空き家バンクの関係でどこどこが1アールになりました、一筆毎ですけど〇〇町の何番地、何㎡が1アールになりましたというのは、報告事項で皆様には報告させていただきたいと思います。その後、農地が売れる場合は3条申請が出てきますので、3条申請の審査の際、空き家を買った人かどうか、農業するかどうか審査し、許可を出したら1アールの指定を取り消す。また買った人が空き家として売るという申請をされれば、また検討はしますが家売れたらその1アールというのは取り消します。という流れになります。他の町村では申請をしてそれを総会で議決で図って、なおかつ告示をしてはじめて3条申請ができるというような流れでやっておられますけれども、全国でうちの様なやり方をやっておられるとこ

ろは、あまりないです。どこが違うかという報告事項で済ましているというところがちょっと他のところは違いますが、三重県とかでもうちと同じ様なやり方で迅速にやっておられるところもありますので、うちの方もこれでやらせていただきたいと思います。議案第2号の説明を終わります。

会 長 以上で「別段面積に関する規定」について全て説明が終わりました。この空き家バンクの実施要項について以前から話があるわけですが、今回はそれに農地をつけると、それも今までの規定の20アール、30アールということではなくて、もう1アールでもいいですよと、空き家と一緒にセットだということの規定を今回作るという説明でございました。皆様方から何かございましたらお願いします。事務局さん、多少こういう申し込みや問い合わせが来ておりますか。

事 務 局 ありますね、何件かあります。

会 長 もう既に何件か問い合わせがある様でございます。農業委員が現地に行って確認をして、いいか悪いかという判断をするんだということの様ですので、今までの3条、4条、5条の転用とそういった意味では考え方が一緒ではないかというふうに思っております。確認に行った結果はまた総会でいいとか悪いとかいうことを皆さんと相談する訳ですか。

事 務 局 いえ、その場のところで委員さんの判断で遊休農地とか一部遊休農地、それから遊休農地になる見込みか、そこで判断していただいて報告だけです。

会 長 即決ですか。

事 務 局 即決です。それを総会で図られるところもあるのですが、うちの的にはもう届出とかは報告事項で今やっておりますが、それと同じ様にあくまでもこれは遊休農地だったので1アールでしたということで報告で済まそうということです。

会 長 では総会では協議も何もしないと、質問もしないということですね。はい、もうすでに何件か問い合わせ等がある様でございます。何か質問ございますか。

第 19 番 (玉田 一 委員)

いいですか。

会 長 はい。

第 19 番 (玉田 一 委員)

規定の考え方については、私は問題ないとは思いますが、いわゆる現地の確認という問題が出てくるのですが、ハッキリした農地の位置が分かれば、遊休農地か、A判定かB判定かというのができますけれども、位置が定かでないところもあると思うんですよ。あの辺にあるという。その場合に農業委員が見て確定したというのも困るという、その辺はどうなんですか。

事 務 局 そうですね、それも想定はしております。基本的に申請書の方に位置図、公図、写真ということになっているので、もう自分の土地なのである程度自分で調べていただいて、ここですよという位置づけはうちの方ではなくて、本人さんに基本的にはしてもらおうと思っています。ただ実際どうなるか分からないところはございますが、うちの方でここが境かなと言ったりしても難しいので。

第 19 番 (玉田 一 委員)

確定したものを我々で判断するということですね。

事 務 局 そうですね、場所はもう確定してもらおうと思っています。

会 長 いいでしょうか、その他ございますでしょうか。初めての試みですので、多少難しい点等々が出てくるかとは思いますが、それにつきましては事務局等にまた相談なりお願いをしてみたらと思っております、スイスイいく様によろしくお願

いたします。他にございませんか。

では、採決に入ります。

別段面積に関する規定についてについてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。

委 員 ～挙手 多数～

会 長 ありがとうございます。以上で別段面積に関する規定については承認されましたので、本日から施行されるということで、皆さん方の近所の方でこの様な方がおられましたら、また事務局等に連絡していただきたいと思います。

会 長 続きまして、議第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 農業委員会等に関する法律 第6条第1項 第1号の規定により、農地の所有権 移転や農地の転用などの審議をお願いします。

農地法第 3 条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。

総会資料 10 ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及び A3 版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。

1 号について説明します。申請地は、資料 11 ページ、図面番号①をご覧ください。申請地は後野町の畑、外 2 筆です。場所は旧後野小学校から約 50m 北の、後野 4 町内です。この申請は、譲受人が 贈与で、申請地を取得するものです。この度の申請地とあわせて譲受人の耕作面積は 157 a 余りとなり、下限面積基準を満たしております。なお、現況写真にの資料では畑 9.9a となっていますが 49.9a で 4 が消えていますので、すみませんが訂正をお願いします。

また、取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

農地法第3条申請については、以上1件です。

会 長 ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号につきまして、16番の大谷委員お願いします。

第16番 (大谷 数義 委員)

16番の大谷です。先日16日、事務局の方と現地を確認いたしました。この譲受人と譲渡人、名字は違いますが実の兄弟でありまして、譲渡人の〇〇さんの方が今体調を悪くしておられまして、弟さんの〇〇さんが現在、写真を見ていただくと作付がしてあるのが分かりますかと思いますが、日々通ってここを耕作しておりますので、何ら問題なからうと思しますので、よろしく願いいたします。

会 長 以上で、第3条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。

はい、どうぞ。小谷委員。

第13推 (小谷 保雄 推進委員)

はい、13番の小谷です。大谷委員さんにお伺いしますが、当人はここに住んでおられるのですか。

第16番 (大谷 数義 委員)

住所は久佐にあります。それで久佐と後野を行ったり来たりしています。

第13推 (小谷 保雄 推進委員)

住所は久佐なんですが、家の農地は荒れ放題で、畑も田も大草で、ほ場整備した田は全部立木が生えてどうにもならない状態なんですけど、当人は今どこにいらっしゃると思ったんですが。

第16番 (大谷 数義 委員)

たまたま現地確認に行ったときに〇〇さんが後野におられたんですよ、それで話を
ちょうどできたので。

第 13 推 (小谷 保雄 推進委員)

譲り受けて耕作するんならいいんですけど、久佐の家の様な状態になってはやれん
と、心配してたんです。以上です。

第 16 番 (大谷 数義 委員)

確かに今仰るとおりですね、自分のところは放っというて。

第 13 推 (小谷 保雄 推進委員)

先日は日々久佐にも帰り、後野にも来るので今作っている畑は作るという、〇〇さ
んもお聞きになっている通りであります。果たして作られるかどうか見ていてくだ
さいませ。おそらく荒れ放題になる可能性も遠からずあると思います。

会 長 その他ございますでしょうか。ございませんか。では、採決に入ります。
第 3 条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。

委 員 ～挙手 多数～

会 長 ありがとうございます。以上で農地法第 3 条申請については承認されましたので、
そのように処理をいたします。

会 長 続きまして、議第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説
明をお願いします。

事 務 局 それでは、農地法第 4 条申請についてご説明いたします。
農地法第 4 条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが 農地以外の住
宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。

1号について説明します。申請地は、資料13ページ、図面番号②をご覧ください。
申請地は、旭町和田の田、外1筆です。場所は、浜田市旭支役所から 約1.5km
北東の 下和田行政区 です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外の地域で
第2種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地を墓地と農業用資材置
場にしようとするもので、他の農地への影響はないものと思われます。農地法第4
条申請については、以上1件です。

会 長 ただ今、事務局から第4条申請についての説明がありました。担当委員さんから
補足説明がありましたらお願いします。

2番の岡本委員もしくは田村推進委員お願いします

第2番 (岡本 嗣喜 委員)

2番の岡本でございます。この申請は墓地及び農業用資材置場に
申請でございますですね。先日現地の確認をいたしておりますが、ただ今の説
明通りでございますので、よろしくお願いします。以上です。

会 長 以上で、第4条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございま
したらお願いします。

第17番 (佐々岡 常喜 委員)

すいません、17番の佐々岡ですが墓地申請と農業用資材置場の申請は違うんじやな
いですか。墓地申請は墓地申請で、それで農業用資材置場は承認でいいんじゃない
ですか。墓地申請は県に出すんじゃないかったですか。

事 務 局 墓地は、環境課に届け出がいきますね。許可がいますと思います。

第17番 (佐々岡 常喜 委員)

一緒に審議はどうなんですか。

事務局 目的が一緒のものはひとつのことでやるということです、墓地と農業用資材と目的が違うということになれば、2本書いていただくのが筋なのかもしれません。

第17番 (佐々岡 常喜 委員)

意味合いは分かりますが、やっぱり墓地申請は墓地申請なのがいいんじゃないですか。資材置場はいいですが、墓地申請は墓地申請でなければ許可がおりないんじゃないですか。

事務局 だから墓地の申請と農業用資材置場の転用の申請と2本にしろと。ちょっと確認はしたいと思います。それで許可証の方はどっちみち却下とか、却下はやったことがないので分かりませんが許可証の方は出しますけれども、もし2本が正しいということであれば、番号を分けてですね、墓地の申請の許可と、それから農業用資材置場の転用ということで分けたいと思います。この場では分からないところもございますので。

第17番 (佐々岡 常喜 委員)

はい、また検討してみてください。

会長 その他ございませんか。

会長 では採決に入ります。

第4条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。

委員 ～挙手 多数～

会長 ありがとうございます。以上で農地法第4条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会長 続きまして、議第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説

明をお願いします。

事務局 それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。

農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。

1号・2号について説明します。申請地は、資料15ページ、図面番号③をご覧ください。申請地は、長沢町の畑と同じく長沢町の畑です。場所は、長沢八幡宮から約100m北西の長沢1-2町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第1種中高層住居地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に共同住宅と駐車場を建設するものです。なお、申請地がすでに埋め立てられており、始末書の提出がありましたので、総会資料16・17ページに掲載しています。

周囲に農地はなく他の農地への影響はないものと思われます。

続きまして3号について説明します。申請地は、資料18ページ、図面番号④をご覧ください。申請地は、日脚町の畑、外1筆です。場所は、浜田市立第3中学校から約350m南西の日脚5町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第1種住居地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設するもので、申請地が過去に宅地に転用されており、始末書の提出がありましたので、総会資料19ページに掲載しています。なお、家の真ん中に白く、間がありますがこれは赤道でございまして、これについては市のほうから払い下げをされております。他の農地への影響はないものと思われます。

続きまして4号について説明します。申請地は、資料20ページ、図面番号⑤をご覧ください。申請地は、三階町の畑です。場所は、島根県立大学すぐそばの三階1町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外の地域で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設するものです。なお、申請地がすでに埋め立てられており、始末書の提出がありましたので、総会資料21ページに掲載しています。周囲に農地はなく、他の農地への影響はないものと思われます。

農地法第5条申請については、以上4件です。

会 長 ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号・2号の補足説明を16番大谷委員にお願いします。

第16番 (大谷 数義 委員)

16番の大谷です。今年からですね、私の担当地区として長沢と生湯が加わりました。初めての長沢の件でございますが、行ってみますと写真でお分かりの様に、とっくに埋め立てがしてあるという様な状況です。過去の記憶を辿りますとこの地は〇〇〇〇さんの近くでありまして、この周りの物件について何度も始末書が出ていた様に思います。今回もこういう始末書が出ておりまして、担当委員としても非常にいかがなものかとも思いますが、現況がこの様になっておりますので、致し方ないかなと考えております。疑問視される委員さんもおられるとは思いますが、どうぞよろしくをお願いします。

会 長 3号については前田委員をお願いします。

第1推 (前田 正典 推進委委員)

1番の前田です。8月17日に事務局と現地確認に行きましたら、下水関係とか道路関係がよくないと思いますので、よろしくお願いします。

会 長 4号は6番松山委員にお願いします。

第6番 (松山 純久 委員)

6番の松山です。前日事務局さんと神田推進委員さんと現場確認に行きました。今までこれは神田さんが係る場所なのですが、私のところに一緒に。1ヶ月くらい前頃にここ重機入れて掘削していた。そこで、買ったから削っているんだという話がありましてね、一応言うのは言っておいたんですよ、こういうことをしてもらってはやれんと、そしたらこの前事務局さん達と行って、神田さんともうこういうふうになっているんじゃないんじゃないかという話だったんですよ。本当は元に戻

せと言いたいくらいだったんだが、そこまでは言わなかったのですが、審議の方よろしくをお願いします。

会 長 以上で、第5条申請について全て説明が終わりました。今回は全部始末書付きということでございます。今松山委員言われました様に注意を農業委員としてされたわけですが、それを無視して工事をどんどん進められたと、こういった場合行政上の指導などできないものですか。現状復帰とすれば難しいかもしれませんが。

事務局 勉強不足なのでそこまで判断できないところもありますが、指導は当然市としてもできると、農業委員会として工事をとりあえず止めさせることはできるのかなと、思いはしますがなかなか実際問題としては難しいのかなとは思いますがね。

会 長 以前にね、私の記憶では長沢町で無断で工事して家をつくったんですよ。それで農業委員会でものすごい紛糾しまして、解きなさいということを行ったんですが、そのときの経費を誰がみるんだという話になりまして、家ができたものを解くというのも難しいので、1ヶ月ほど工事を止めるということの措置をしてもらった記憶があります。議事録見てもえれば載っていると思いますけれども、そういったこともあったわけですが、今回は松山委員のところで業者に許可がおりるまで待ってくれという指導をしたにもかかわらず、どんどん進めるということがいかなものかなと思いますので、やっぱり農業委員会としては毅然たる態度で今後やっていかないといつまで経っても始末書の問題は終わらないと。前の農業委員会の方でやかましい方がおられて元に戻せと言われた様な委員の方もおられましたが、実際元に戻すというのは言うのは簡単ですが、その間の経費等々の問題も出ますので難しいとは思っておりますが、今後我々も注意してそういう場合にはすぐ事務局に連絡するなりして、事務局も毅然たる態度で行政指導をしてもらう様にしてもらわないとこの問題は絶えるのではというふうな気がしております。いずれにいたしましても、この5条申請皆様方から何かございましたらお願いします。

はい。

会 長 はい、小谷委員どうぞ。

第 13 推 (小谷 保雄 推進委員)

会長が言われた様に、この始末書問題というのはもうここ何十年の課題なのですが、今、元に戻すというのは経費云々とかいろんな話がまた出てくるんじゃないかと思うのですが、許可をおくらせるとか何らかのかたちを取った方がいいんじゃないかと思います。以上です。

会 長 はい、今そういったご意見もございましたが、事務局として考え方とかございましたらお願いいたします。

事務局 はい、あまり初めてなので、ちょっと分からないというところもございますが、工事をとりあえず止めるというのはできるのかなとは思いますが、それにしても工事を止めたりとかの話になると、多分経費的なところもかかってくるのかなと、それがペナルティだと言われればそうなのかもしれませんが、なかなか私個人でどうと言うのはできませんが、何らかの対応は考えないといけないとは思いますが、知らずにやっていたというケース、始末書の考え方ですけれど、あくまでも出していれば転用ができたという様なケースの場合で今後その人が再犯というかそういうことをしないというのが確実というか、認められれば始末書で許してあげようというのが主旨だったと思いますので、ちょっと取り止めのない話にはなっておりますがなかなか、松山委員の件もこちらには話がありましたので、いかがなものかなとは思ってはおりましたが、実際今後は気を付けて下さいというのが普通なのかなと思っております。甘いと言われればそうなのかなとは思ってはおりますが。

第 18 推 (永見 繁廣 推進委員)

すいません。

会 長 はい、永見委員どうぞ。

第 18 推 (永見 繁廣 推進委員)

すみません、18 番の永見ですけれど、ここの業者さんは大手の業者じゃないと思いますけど、多分個人建設業者は山を崩したり埋めたりしないはずだと思いますので、個人業者だけですかね。

会 長 松山委員、もし分かれば教えてください。

第 6 番 (松山 純久 委員)

ちょっと心配しますのは、個人業者の方がですね、多分個人から個人に受けられたら、いいよ、受けてしまえば後で出せばいいからという観念があるとしたらペナルティを付ける必要があると思います。それで、多分建設業者とか免許登録されている方は許可がないとされないはずだと思います。自分のところに関わってきますからね。ですからこういう今みたいに松山さん言われた様に止めてというのをやったというのを 2 回、3 回やったというのは、何かの行政でこれをしてはいけないという何かがあるべきじゃないかなとは思いますが、どうでしょうかね。

事務局 ちょっと話の中で思ったのはですね、松山委員さんがどの様に言われたかは分からないところがありますが、工事を止めろとは言われてないんじゃないでしょうか、どうでしょうかね。この工事はやってはいけないくらいで、手続きしなきゃいけないんだよというくらいだったんじゃないんですかね。

第 6 番 (松山 純久 委員)

手続きしていただかないと、あんまりこういうことはやってもらっちゃやれませんかというのは、藤井さんという買われた方に言うのは言っておいたんです。

事務局 そこで、今すぐ工事を止めなさいと言って、いやそんなことは関係ないから私は工事をする、という話になったわけではないのですか。

第6番 (松山 純久 委員)

今度言おうと思ったら工事が全部終わって、業者は重機から何から全部片付けていたんです。そして今のこの写真に載っている様な状況になっていたんです。それで〇〇さんという人の持ち物だったんですよ、その家の息子さんの具合が悪いということで私に昔の親戚関係で立ち会ってくれということで、農業委員会の関係で、市の方で分かるでしょう、土地のこと、その分なんかの立ち会いを全部していたんですよ。ですが、そこまでやるとは思わないから、まあ〇〇さんの知り合いの方だと思うんですがね。

会 長 はい、いずれにしても今後については毅然たる態度をとっていただくということで、今朝も山陰中央新報を見てみますと県が業者を指名停止をしているわけですね、ああいうふうにはでき得れば農業委員会も今の様なケースの場合には注意しても止めなかったというふうになってきますと、何らかのペナルティを、先程話がございました様に、かける必要があるんじゃないかと思っています。

第2番 (岡本 嗣喜 委員)

すいません、ちょっと。

会 長 はい、岡本委員。

第2番 (岡本 嗣喜 委員)

はい、これ写真を見る限りはですね、かなりのボリュームが必要だったと思うんですけど、先程永見委員が仰った通りですね、この土をどこから持って来たんだろうかと、ちょっと疑問に思うんですよ。それでかなりの日数もかかったんじゃないかなと思っておりまして、それで。

第18推 (永見 繁廣 推進委員)

持ってきたんじゃない、削ったんですよ。

第2番 (岡本 嗣喜 委員)

削ったんですか。

第18推 (永見 繁廣 推進委員)

ちょっと高くなっていたんですよ、ちょっと高くなって斜めになっているところを削って平らにしたんですよ。

第2番 (岡本 嗣喜 委員)

いずれにしても山を削るにしても何にしても、許可がいると思うんです。それと再三にわたって忠告をされているのに、なおかつ工事を進めるということは非常に悪質であると思っております。なので何らかの措置は必要かなと思っております。以上です。

会 長 今回のこのことについては、もう既に終わったことですのでもういいとして、今後このようなケースの場合には、行政として毅然たる態度で臨んでほしいということをお願いしておきたいと思います。はい、大谷委員。

第16番 (大谷 数義 委員)

写真の2ページのですね、先程の件ですが1番上の写真を見ていただきたいのですが、これ平地があつてむこうに山が見えますが、この境が写真ではよく分かりませんが、かなりの段差がついております。今後もここを埋められるんであろうと見てとれました。ですので、農業委員会はもとよりですが、市の行政の方でも、あまり立ち入ったことは言いにくいのですが、環境の問題、それから農地の問題、それから今の様な建物を建てる建築の問題、いろいろ今後この土地についてのことがまだまだ出てきそうだと見てとれましたので、行政としてもただ見て見ぬふりをせずにいろんな課で相談しながら今後の対応もしていただきたいと思います。以上です。

会 長 はい、事務局から何かありましたらお願いします。

事務局 はい、ちょっとですね先程から話は聞いておりました、確かに始末書を出せばすむんじゃないかという話は去年から出ておりましたので、さしむき元に戻せとかいうことは法的にできる話はあると思うんですが、それをしている農業委員会とかはあまり聞いたことがないんですが、なんとかしなきゃいけないということがありますので、許可証を出す際に始末書が出てきた案件につきましては、一筆今後はこの様なことが無い様にというのを付けたりしたいというふうに思います。事務局として農業委員会として、今回始末書があったんですが、もうこういうことが無い様に、というのをひとつでも付けて許可証等を出す際に、今は許可証しか出してないですが、そういうのを付ける様にやっていきたいなというのを今個人的にですが思っておりますので、先程大谷委員さんが言われた様にこういう件ですね去年くらいからこの〇〇さんと〇〇さんですか、ここアパート経営みたいなのをどうもされているみたいで、もうちょっと広がるかどうかは分かりませんが、今後また出る様であれば先に言ってくださいみたいなかたちで言う様に、申請者の方には分かる様に許可証を渡す際にはしたいというふうに思っております。

会 長 だいぶ意見が出ましたが第5条申請について、採決に入りたいと思います。
第5条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。

委 員 ～挙手 多数～

会 長 ありがとうございます。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会 長 続きまして、議第5号、転用統制外 証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、転用統制外 証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。
非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、

埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね 20 年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いもの、などに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。

1 号は、資料 23 ページ、図面番号⑥をご覧ください。申請地は、生湯町の畑です。場所は、生湯 4 町内集会所から 約 30m 北西の、生湯 4-2 町内 です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は原野化しています。

続きまして 2 号は、資料は先ほどの 11 ページ、図面番号①と 24 ページ、図面番号⑦をご覧ください。申請地は、後野町の田畑です。場所は先ほどの旧後野小学校から約 50m 東の後野 4 町内と伊南神社から 約 500m 北東の後野 3 町内です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林・原野化しております。

転用統制外証明願は、以上 2 件です。

会 長 ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。1 号・2 号について 16 番 大谷委員お願いします。

第 16 番 (大谷 数義 委員)

16 番の大谷です。今日は大変長く発言の時間をいただいておりますが、図面番号⑥の生湯の件ですが、ここは写真で見ますと平地に見えますが、草が生い茂っている関係で左に向いてかなり勾配の付いた土地でありまして、写真には載っておりませんが、右側に住宅が建っている様な位置であります、かなり長い間畑として使われてなかったのが見受けて取れました。それから次の後野の件ですが、先程小谷委員からお話がありました様にこれは最初は 3 条申請ということで出ていた様であります、もう住んでおられる久佐が荒れているのにこれ以上の耕作はされないのではないかと思い、〇〇さんに聞きましたら作るつもりもないということで、非農地として今回認めていただきたく申請がありました。図面番号⑦のこれはかなりこちらの位置が離れているんですが、現地に行くのに四苦八苦した様なところでありまして、もう完全に山という様な状態になっておられるところでありました。以上誠にたくさんの除外申請ですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会 長 はい、大谷委員、ご苦勞でございました。以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。

では採決に入ります。転用統制外証明願につきまして、ご承認いただける農業委員会の方は挙手をお願いします。

委 員 ～挙手 多数～

会 長 ありがとうございます。以上で転用統制外証明願については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会 長 続きまして、協議、報告事項について 事務局の説明をお願いします。

事務局 認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたします。

1号は、資料26ページ、図面番号⑧をご覧ください。届出地は、長見町678番の田、3,094㎡の内4㎡です。場所は、浜田市金城支所から 約3.3km南西の 長見町2町内 です。この届出は、平成30年8月4日から平成30年8月18日までを工事期間として、携帯電話の基地局を増設設置するというものです。

続きまして2号は、資料27ページ、図面番号⑨をご覧ください。届出地は、長見町107番の田、542㎡の内6㎡です。場所は、長見1町内公民館から約150m西の長見町1町内です。この届出は、平成30年8月6日から平成30年8月31日までを工事期間として、携帯電話の基地局を増設設置するというものです。

以上、報告します。

会 長 以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。

ございませんか。

会 長 では報告を終わります。

会 長 その他事務局からありましたらお願いします。

事務局 別添、事務連絡資料をご覧ください。

1点目、別添、農地パトロール資料をご覧ください。

今年初めての方もあろうかと思いますが、今年度も8月から農地パトロールを実施し、11月に利用意向調査を実施するよう予定となっております。

今月から大変とは思いますがよろしくお願いします。

農地パトロールの実施方法ということで冊子を作っております。実施期間は8月から10月まで、10月の総会までということをお願いをしたいと思っております。対象農地は全ての田畑ということになっております。去年の結果を入力した一覧表を、各グループですかね、浜田市が6、金城が3、旭が3、弥栄が2、三隅が4だったと思いますが、後ろに付けております。置いてありますので持って帰ってもらいたいと思っております。1枚めくっていただいて記入例という赤いのあると思うんですけど、今年バージョンに少し変えております。地番が書いてありまして、面積それから移動状況、これとか

とか転入、転出ということです。遊休農地の利用状況結果というのは、1号か2号か、それ以外は遊休農地ではないという形になっておりますので、耕作状況の名称というのは去年の皆様にご記入いただいた分で不可能だとか保全管理だとか営農だとか不明だとか書いていただいた分をこちらに記載しております。

B分類というのは基本的に×、非農地というところがこれになっていると思っております。その隣のですよね、文字列独自事項位置というのがありますが、これはですね、あまりちょっと言えませんが、納税管理者さんが出ているということでございます。〇〇他2名とかになっているのは共有名義、土地自体が3名とか2名とかの共有です。〇〇他となっているもの、これはですね、この人が払っているということでございます。だからこの人が権利のある人、未相続農地です。登記は死んだおじいさんとかおばあさんとかになっているんですけど、この人が多分代表でお金を固定資産の名

義になっているということでございます。〇〇他となっているものですね。〇〇他というのはこの人が代表になっていると。ここの住所が分かればいいんですけど住所までは税務課にもらえないので困っているのですが、ひとつの参考としてまだ未相続になっている土地だなということで判断をしていただければなと思っております。調査結果の方はですね、上の赤で書いてある様にですね、営農か保全、どちらか〇で営農、保全だけでもいいです。作っているか保全管理しているか、それかA判定、1号遊休ですけれども、これか、2号遊休、2号遊休の概念がですね、いまいちどこに聞いてもはっきりしないということなんですけれども、他の町村では年に1回草を刈っていれば管理しているというふうなこともあるんですけれども、それにしても管理がまだ足りないなというのを2号にしたりしているところも、どうもまだあるそうなんですけれども、基本的には作ってはいるというか、管理はしているんだが管理が不十分みたいなものが2号だよと、いう様な言い方も曖昧なところなんです。1号、2号であれば移行調査をしなくてはいけないことに今年も、例年からなんです。本人に通知をしなくてはいけないということになっております。×は非農地、農地ではない、それでそこが山とか宅地とかということがあればですね、×で宅地とか、×で山とか書いておいてもらえれば嬉しいなと思っております。あと斜めの線、これは場所が分からないということでございます。地籍とかなないので、地番、荒れているんだけど何番地かよく分からないという様なところとか、この地番書いてあるんだけど場所が良く分からないという様なところは、もう斜め線を書いていただければと思っております。それで不可能の不というものですが、これは場所はだいたい山のあの辺なんですけど、とても行ってみることができないという、だいたい場所は分かるんだけど行けないという場合は不可能の不を書いていただければと思います。航空写真とかですね、ある程度、もうこれ絶対山だというところがあれば×でもいいです。そのへんはお任せをいたします。そのへんのことを書いていただいて、今年から若干違うのがですね、今までA判定だった場合は利用移行調査というのを、うちの場合は事務局が本人に発送しております。農業委員会で農業委員が見たらA判定でしたよ。おたくのこの地番は、今後どうされるか5つの中から選んで出してください。ということで今通知をしております。結構これがクレームと言いますか、大変なんですけど、その中でも1番は中間管理機構

を使って誰か作ってもらう人を探します。探してもいいですよというのが1番。2番目は円滑化団体で作ってもらう人を探しますと、円滑化団体はうちの場合は浜田市しかありません。市の円滑化団体、いわゆる白紙委任というものです。これを使って誰か作ってもらう人を探しますと。3番目は自分で誰かに頼んで作ってもらうと、自分で相手を見つけますというのが3番。4番目は自分が作ると。5番目はその他ということになっております。どれかを書いてもらうんですが、国の言い方では1番だった場合はいいよと、中間管理機構で相手が見つかるかどうかは分からないけれども、中間管理機構を使って誰か作ってもらう人を探すというのだったら、許してあげると。他のものを選んだ場合は、次の年にまた農地パトロールをします。そしてそのときにちゃんと改善されてなかった場合は強制的に農業委員会の方がその土地について農地中間管理機構と協議をなさないと、お話をなさないとという通知をしなくちゃいけないということになっております。通知をした場合はその固定資産税が1.8倍になるという仕組みで、中間管理機構といっぺん話をすれば許してやるという言い方なんですけど、そうすると税金が上がるというのが国の仕組み、全国的な仕組みでございます。なんですけれども、島根県で、他の県もなんですけど、1筆もその勧告をしたところがないということになっております。これはですね、抜け道というわけではないんですけど、市町村の方で本人さんがどう答えようがここに利用移行調査をしましたよという情報提供をします。本人さんが何て答えるか分からないけれども、この筆については利用移行調査をしましたという情報提供をする際にですね、市町村の方で、ただここは誰も作る見込みがないですよという情報も付けて送ります。それでも市町村の方で誰も作る見込みがないという情報を付けて送った農地は、農地中間管理機構はその情報提供を受け取って、これは使えそうだなと思ったところは使うんですけど、これはうちに言ってもらってもこんな土地はどうしようもないといった場合は通知をですね、これうちに売ってもらっても、うちの農地中間管理機構の事業に該当しませんという通知を出します。その通知を出された筆については固定資産税が上がらないという仕組みになっております。情報提供してですね農地中間管理機構さんが、こんな土地をいってもらっても、うちもどうしようもないといった場合は、全部が固定資産税、上がらないと。それで農地中間管理機構さんもですね、少ない人数、ほぼ1人で松江の方で管理しているので大変なん

ですが、いちいち全部地図見て、島根県中の農地見とるわけにもいかないので県の方では市町村の方で、この土地は誰か作ってもらあてがあるかないかというのをですね、教えてください。もしそれで島根県の場合、市町村がこれは誰も作らないと言っている土地だったら、地図も何も見ないで強制的にですね、何万筆ってあるので、それはもううちの方では取り扱いのできない農地にします。ということになっておりますので、浜田市のどこの町村もですが、情報提供した際はですね、基本的には遊休農地なので、とても誰か作りそうな土地ではないので、多分どこも作るあてがない農地だろうとして情報提供していることもありまして、島根県内では1筆もこれで税金が高くなったということはないということになっております。それで、そこをどうも国が突いてきてですね、ちゃんとそれ遊休農地として見ているのかという話も出てきております。1筆もないのはおかしいんじゃないかという様なところがあって、今年度はちょっとそのへんでA判定だったら、その書き方にも書いてありますが、すみません、ちょっと鬱陶しいんですが、A判定だった場合はそこが基盤整備が入ったところか、それから鳥獣被害があるか、日照とか排水に問題があるかどうか、をちょっと書いてくれということになっております。A判定だったらですよ。ですので1だけだったら特に問題はないと、1で鳥とか書いてあれば鳥獣被害があると、1で排とか書いてあれば排水に問題がある土地だということで、すいませんがA判定の場合は今年はちょっと詳しく見ていただければなと思っております。そこが若干変わっております。あとは昨年と同じ様にしております。あと、調査日ですね、これも書いていただきたいなと思っております。その横に矢印している様に分かる様にしていればいいですので、ここからここまでがいつ見たとかですね分かる様にしていいただければ結構ですので、大変ご面倒とは思いますがこれを10月の総会までに出していただきたいなと思っております。あと、地図についても後ろに用意をしております。ちょっと〇〇くん、後ろの地図をどれか1個。これを見ていただいて、これの大きいもの、税務課の市の方でやっておりますGISの地図を入れております。既に1回皆様の方にはお渡しをしておりますので、今年度はその中でも去年から変わったところだけを入れておりますので、変わったところはここだよというのを分かる様に、今ちょっとベロンとなっておりますが地図を見ていただくと、ここが変わったというのを、どこが変わったか前のを見てもちょっと分から

ないのですが、どこかが変わっているの、変わった地図も入れておりますので、これを参考に使っていただきたいと思います。ただこの分はですね、何回も言いますが、赤くなっているところは確実です。何かの測量とか立会とか入ったりして欲しい面積も形も確実ですが、赤くなってない、ただ単純に黒で地番が書いてあるところ、これはですね、あくまでも税務課の推測なので、前もちょっと話しましたが長沢でですね、黒くなっているところが遊休農地だったので、遊休農地調査を出したらですね、ここが私の土地だったのにここに家建てたかったのに、あそこに家建ててしまった、どうしてぐればいいんだ、ここは私の土地なんか。ということがありました。あくまでも推測なのでそれはうちでは分かりませんと、勝手にうちが想像でやっているのと。赤いところ、旭なんかは全部赤になっております、地籍が入っているの。赤いところは確実なんです、ただ単純に黒くて枠がかかっているところは、あくまでも予測ですので気を付けてください。これはあまり見せない様に、この地図、この調査だけに使う様にしてください。先般お渡しした従来からの小さい地図、これはあくまでもうちの農林課とかが過去に推測でやったものなので、あれは出していただいても構いません、あれもだいたい正しいとは思いますが、正しいかどうかは分からないというところで取り扱いには注意をしていただきたいなと思います。今回全員分あの分ありますので、活用していただきたいなと思いますし、今まで渡したのが膨大な量ありますのでファイルが3つくらい欲しいと言われれば買いますので、ファイルでよければですけど欲しい方は言ってください。また買ってお渡ししたいと思っております。あと調査した2項目目の交付金について、ちょっと関係はしてくるんですがこの調査に関わった時間とかはですね、今までは時間を書いてもらって年度末に利用状況調査の報酬ということでお支払いをしていましたけれど、今年からは農地利用最適化交付金というものでカウントされますので、前にもちょっとお渡しはしましたけれども、農地パトロールでやった時間とかは後ろの最適化交付日誌というものを付けておりますけど、それに、とりあえず1人5枚付けておりますけど、これに付けて書いて出してください。紙がいる方はなんぼでも出しますので、さし向き紙は5枚しかないんですけども、何時から何時までやったというのはつけといてください。カウントになりますので。2項目目の最適化交付金ということで、これも何回かお話を聞いた方があるかもしれません

が再度ちょっとお話をします。今、日当については21000といくらかのお金を日当といつか、月末、月で皆様には報酬をお支払いしております。このことで多い少ないはあるかもしれませんが、転用の際の現地確認だとか、その際の車代だとか、そういうものでみていただければなど、固定費でございます。最適化交付金というのはそれと上に出るもので、ちょっと1枚めくっていただいて全部を読んでいただければいいと思うんですが、基本的には3番のところの基礎報酬に加えての上乗せ報酬ということです。ですので市の方にお金が入ってきてそれを皆様に配って、トンネルになるということでございます。他のものはですね、もう予算があるのでなんぼしかあげないというのが補助金であまりキチッとはもらえないのですが、この分はやった分だけはあげるからちゃんと報酬を農業委員さん、推進委員さんに払ってくれというものでございます。それで内容はですね、そこに書いてあるア、イ、ウ、エ、オなんですが、イのところで遊休農地の発生防止解消の中で利用状況調査となっております。これはカウントできますので書いてください。それでまた交付金の中身の話なんですけど、内容的には2本立てになっております。実績交付金と成果の交付金ということで、4番のところですけども交付金の上限がですね人数×6,000円の12ヶ月、これが上限だよということになっております。やれば浜田市でいうと、37人の6,000円の12ヶ月、200何十万が限度としてあげれますよということでございます。国の計算ではひと月6,000円ということなので、ひと月1日やれば6,000円あげるよという言い方でございました。だから12ヶ月、12日やればこれがもらえるという計算になります。それとあと成果割は後ろ見ていただければと思うんですが、担い手への集積と、それから遊休農地の解消ということで点数制度になっております。それで担い手はですね浜田市は100%の場合は26haだそうです。今までの計算をしていくと浜田市は26haほど担い手さんに集積すれば、ここでいうエのところですね、7点という点数がもらえるよということになっております。100%であれば、ちょっと前に戻っていただきますが成果割のところの交付金で1人14,000円の12ヶ月がもらえるよということになっております。ですので、誰がやってもいいんですけども、誰かが間に入ってですね集積をしたということで、それで26ha誰かがやれば全員14,000円もらえます。ただし26haの4割、10haくらいだと0です。結果が出た場合にはその農業委員会にはあげますよというもので、上の方の6,000円はやればやっ

た分だけあげますよというのが国の言い方で、こういうアメを出したので頑張っ
てねというのが国の主旨でございます。市町村の方は交付金を全部ちゃんとあげてね
というのが国の言い方なんですけど、これ条例を作って制定をうちはしております
が、やり方はですね結果にしろ実績にしろ全部時間で割るということになっており
ます。まだ全然、今日1個出していただきましたけれど時間、何時から何時まで何の
活動をしたというのが今出てきておりますが、その人の時間が、時間で割りますの
で全然やってない方は0円です。紙を出されない方は。1時間でもやっていただけれ
ば、単純に時間で割るということにしておりますので、だから成果もですね例えば
Aさんの努力で26 h a いったと、それでみんな26 h a 分14,000円もらえる権利はあ
るんだけど、うちは時間で割るので2人の人しか出してなかったら全部その何百
万が2人の方に行くということになります。単純に時間で割ることにしておりますの
で、時間の分は5枚ほど付けておりますが、あれで出していただければと思います。
いっぺんに出すのはやれんから時間を付けといていただいてですね、紙はいくらで
も印刷かけますからそれで出しますからとにかく時間だけは付けていただきたいと
思っております。金城の方はですね、金城支所の関係でまちづくりとかで遊休農地
の対象について事業とかやっておられます。ああいうので遊休農地の解消をやった
のもいいと思いますので、直接農業委員会主導じゃなくてですもね、地域でそうい
う遊休農地とか農地の在り方とかいうのを協議をした会議に出たとかいうのもカウ
ントに入れてもいいと思いますので、そういうのも入れていただきたいなと思っ
ております。交付金のこのア、イ、ウ、エ、オの活動であれば何でもいいというこ
とになっておりますので、もっとこういう活動をしてくださいというのを具体的に言
いたいのですが、なかなか今言えてないところはあるんですが活動をした場合には
きちんと付けておいてもらいたいと思います。さしむき農地パトロールのこの調査
の歩かれた分とか家で地図を見た時間というのは、このカウントになりますので見
ておいていただければなということになっております。長くなりましたが、事務的
な説明としては以上でございます。

会 長 はい、今事務局から農地パトロールの関係と農地利用最適化交付金の2点について説
明がございました。何か聞いてみたいことございましたらお願いします。

第18推 (永見 繁廣 推進委員)

はい。

会 長 はい、永見委員、お願いします。

第18推 (永見 繁廣 推進委員)

すみません、先程の説明で農地パトロールの実施方法の3番目に対象農地というのがありますが、それで浜田市内全ての農地を対象としますとありますが、その下のですね、ちょっと私初めてで分からないんですが特に10h a 以上なんですが、これはコールする必要があるんですか。

事務局 すみません、あまり考えなくていいです。前から載っていたので載せていただけなのですが、昔は多分いきなり全部というのは難しかったので1種農地だったら基本的に見ろというのがあったのかもしれませんが。すみません、あまり関係はないのですが昔から載っていたので載せておりますが、1種農地というのがですね、よく第2種農地ですとか第3種農地ですとか言って転用の場合に必要になるんですけど、基本的に1種だったら転用してはいけないという農地が1種農地ということになっていてですね、その概念が10h a 以上の大規模なところか、もしくは補助整備とか補助金が入ったところは基本的には転用のできない1種農地となって、農業委員会とか農地法ではかなり重要な農地という概念があります。それが載っているだけなので、あまり気にしなくてもいいと思います。

第18推 (永見 繁廣 推進委員)

はい、わかりました。

会 長 そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。

はい、大谷委員。

第 16 番 (大谷 数義 委員)

はい、活動日誌ですが、5 つ条文がありますが、農地パトロールはどこに入れたらいいんですか。

事務局 上から 2 番目の遊休農地のところですよ。

第 16 番 (大谷 数義 委員)

はい、それと活動の日時ですが 1 日に例えば 13 時から 14 時までと、16 時から 18 時までやっとなら何回もなった場合にはどの様にしたらいいんですか。

事務局 何行かに書いていただいてもいいと思いますけれど。上から〇年〇月〇日の 13 時からとか、行を上から数字だけガラッと。

第 16 番 (大谷 数義 委員)

はい、わかりました。

事務局 それでカウントの方法なんですけど、1 日 8 時間で浜田市は考えております。さっきの交付金、時間で決まりますというのがあったじゃないですか。ですのでなるべく 10 分か 5 分単位にはしてもらいたいですね。そこはお任せします。14 時 33 分からとかはやめていただいて、ざっくり 1 時間、2 時間でまとめていただいても構いません。

会 長 昨年もその前も出しておられない委員の方が多少おるやもと聞いているんですが、今回は必ず出してくださいませ。

事務局 農地パトロールが 1 番大変で、これがあるからしたくないというのは聞いているんですが、お願いするこちら心苦しいところではあるんですが、よろしく願いいたします。

会 長 ほかにありませんか。8月か10月の総会には持って来いということですので、できるだけそれまでにする様にお互い努力をいたしましょう。

会 長 はい、大谷委員。

第16番 (大谷 数義 委員)

はい、もう一度質問させていただきます。平成30年度の農地パトロールの記入例というところでですね、中間管理機構にですね報告したら固定資産税が1.8倍の免除になるという、今までの中間管理機構のですね説明はですね、借り手がないところは中間管理機構でもダメだよと、この場合は別にですねあそこに報告をしていたらその1点は別の考え方になるわけですね。

事務局 そうですね、別になると思います。中間管理機構に利用すると言われた分は農地中間管理機構がいろいろ調べるということですが、あくまでも、多分抜け道なのかなと思うんですが情報提供して公社がこれはうちに言ってもらってもやれんという通知をした場合には、固定資産税が上がらないという話であって、これはあくまでも遊休農地の関係であって通常の公社を借りて中間管理機構でやる分は基本的にはだいたい誰でもいいということになっているんですが、基本的には相対で借りる人がいないと公社の方ももらってもやれんという話だと思うので、ちょっと通常のものとはものが違うのかなと思います。

第16番 (大谷 数義 委員)

そうしたらですね、現実の問題としてですね、我々はこのパトロールのにそれを書くのか、それとも、こちらからならAさんならAさんという人に中間管理機構の方に言ってくれというのか、それとも農業委員と推進委員がその手続きをするのか、これはどうなるんですか。この記入するところにそれを書くのか、それとは別の考えなんですか。

事務局 これはあくまでも農業委員さん、推進委員さんが見て、作っているとか作っていないとかA判定とかいう判断をしてくださいということです。それでA判定だった場合はうちの方が本人にA判定なので今後どうするかというのを教えてくださいというのをやるという話ですけれども。

第16番 (大谷 数義 委員)
はい、わかりました。

事務局 あくまで中間管理機構が出てくるわけですね。それでされますか、されませんかという問いがありますので。

第16番 (大谷 数義 委員)
はい、わかりました。

第18推 (永見 繁廣 推進委員)
農業委員会がA判定の方に手紙を出す、そのなかに使うか使わないかとか他人にお願いをして作ってもらうだとか、5項目あるという話がさっきありましたが、そのなかのひとつが中間管理機構ということです。

第16番 (大谷 数義 委員)
できれば農業委員会の方に現地の方が報告されるということですね。

事務局 そうですね、他の町村ではですね、A判定と自分が言ったらその利用移行調査の通知書を本人に農業委員さんが渡すというところもあるそうです。本人がA判定だからこれどうするか書いてくれと、そういうふうに農業委員さん、推進委員さんがされているところが雲南さんとかはやっておられるみたいですが、うちの場合は事務局の方が出してます。

会長 その他、ございませんでしょうか。はい、それでは農地パトロール大変だとは思ひ

ますがお互い頑張りましょう。

全体を通じまして何かございますでしょうか。はい、無い様ですので以上を持ちまして、第 7 回総会を終了します。まだまだ暑い日が続きますがどうかお身体お気を付けられまして農作業等、励んでいただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

終了 午前 11 時 15 分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員

